○経済産業省告示第六十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項及び第二十七条の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二第一項第一号及び第四十二条の五第一項第一号の規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第六十二条及び第八十八条第一項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた租税特別措置法第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定）の適用を受ける機械その他の減価償却資産を次のように指定し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

租税特別措置法施行令第五条の四第一項及び第二十七条の五第一項に規定する機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物であって次の各号に掲げる特定事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）又は特定連鎖化事業者（同法第十九条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業の同項に規定する加盟者を含む。）をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める設備又はシステムを構成するものとする。

一　特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する工場等をいう。以下同じ。）を設置しているもの　特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の⑾に規定する事務所等関連高度省エネルギー増進設備等

二　特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの　特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の3に規定する製造業関連高度省エネルギー増進設備等

三　特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの　特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年経済産業省告示第六十八号）の5に規定する鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等

四　特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているもの　特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成二十二年厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の⑷に規定する上水道業等関連高度省エネルギー増進設備等

○経済産業省告示第六十八号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を定める件（平成二十三年経済産業省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1～3　［略］	1～3　［略］
4　省令第三条の二第四号に掲げる要件に該当するものとして次に掲げるもの。	［新設］
一　告示の5の第五号から第八号までに掲げる機械類のうち、これらに接続される風力発電装置（1の第二号に掲げる風力発電装置をいい、告示の5の第八号に掲げる機械類に接続される場合には既設のものに限る。）の発電出力が一万キロワット以上のもの。	［新設］
二　告示の5の第九号に掲げる定置用蓄電設備のうち、次に掲げる機器、装置又は設備のいずれかに接続するものであって、その蓄電出力が当該機器、装置又は設備の発電出力と比較して同等以下のもの。	［新設］
イ　1の第一号に掲げる太陽光発電設備のうち、発電出力が十キロワット以上のもの	［新設］
ロ　1の第二号に掲げる風力発電装置のうち、発電出力が一万キロワット以上のもの	［新設］
ハ　1の第三号、第四号又は第五号イからハまでに掲げる機器、装置又は設備	［新設］
三　告示の5の第十号に掲げる電線路のうち、前号イからハまでに掲げる機器、装置若しくは設備のいずれか又はその附属設備（同号に掲げる定置用蓄電設備を含む。）に接続するものであって、当該機器、装置又は設備を所有する者が維持し、運用するもの。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省告示第六十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第六項及び第二十八条第六項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項の表の第四号及び第四十三条第一項の表の第四号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を次のように指定し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成